

上島合併協議会

第11回新町の名称・事務所の位置検討小委員会

会 議 資 料

日 時：平成15年5月9日（金）午前10時40分から
場 所：弓削町総合庁舎 3階第1会議室

第 1 1 回新町の名称・事務所の位置検討小委員会会次第

1 . 開 会

2 . 委員長挨拶

3 . 議 事

新町名称候補の最終選定方法について 1 ページ

新町名称候補の公募時期について 3 ページ

4 . その他

5 . 閉 会

新町の名称について

1. 新町名称候補の最終選定方法について

第1次選定により提案された作品の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する5作品以内を選定する。

第1次選定

委員1人につき5作品以内

最大 5作品×12人(委員) = 60作品

最終選定

5作品以内

最終選定

各委員の意見の集約が可能であれば、話し合いで5作品以内を選定する。

話し合いでの選定が困難な場合は投票により選定する。

(1) 投票について

- ・ 上島合併協議会会議運営規程を適用する。
しない。

上島合併協議会会議運営規程(抜粋)

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。

ただし、意見が分かれた場合は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(2) 上島合併協議会会議運営規程を適用する場合

(3) 上島合併協議会会議運営規程を適用しない場合

2. 新町名称候補の公募時期について

平成 15 年																				
4月		5月		6月			7月			8月			9月			10月			11月	12月
下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
			ダイ ジェ スト 版 印 刷																	
			案 1	公 募 期 間						小委員会選定			協議会決定							
			案 2	公 募 期 間						小委員会選定			協議会決定							
			案 3	公 募 期 間						小委員会選定			協議会決定							

1. 名称候補の公募時期について

新町将来構想ダイジェスト版を全戸配布した後、公募する。
 公募期間は約2ヶ月程度とする。

案 1
 公募時期は、案 2 とする。
 案 3
 その他 ()

～参考～

【広報町村外発送月】	
弓削町	2、4、6、8、10、12月
生名村	1、4、7、10月
岩城村	毎月
魚島村	1、3、5、7、9、11月

新町の名称候補選定基準

1. 選定基準

新町名候補は、漢字、ひらがな、及びカタカナにより表記された、読み書きが容易で、なじみやすく親しみやすい、新町にふさわしい名称とするが、次の事項に留意して選定する。

- ・地理的にイメージできる名称
- ・地域の歴史、文化、特徴等を表す名称
- ・地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- ・対外的にアピールできる名称

2. 選定方法

新町名候補は、応募作品の中から5作品以内を小委員会において決定する。

5作品以内の選定については、各委員の協議又は投票により決定する。

(1) 第1次選定

各委員がそれぞれ、選定基準により、応募作品の中から新しい町の名称としてふさわしいと考えられる名称を5作品以内選定する。

主な流れ

公募締め切り後、事務局において新町名公募作品をとりまとめた「名称の一覧表」を作成

事前に、各委員に「名称の一覧表」を示し、第1次選定用の用紙を配布

各委員は、「名称の一覧表」の中から、選定基準により新しい町の名称としてふさわしいと考えられる5作品以内を選定し、事前に事務局へ提出

各委員から提出された、第1次選定作品のとりまとめ作業を事務局において行う。

小委員会へ

(2) 最終選定

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する5作品以内を選定する。

主な流れ

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議により5作品以内を選定する。協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票により選定する。

選定された5作品以内については、作品ごとに小委員会としての「選定理由」「委員からの付帯意見」等を付し、報告書としてまとめる。

(3) 協議会への提案

選定された5作品以内を「新しい町の名称候補」として協議会へ提案する。

3. 選定にあたっての留意事項

作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留めることとする。

弓削町・生名村・岩城村・魚島村

新しい町の名称を募集します!

上島合併協議会では、上島4ヶ町村が合併して
誕生する新しい町の名称を募集します。

募集要項

募集期間	平成15年6月20日(金)~平成15年8月20日(水) 当日消印有効
応募資格	小学生以上の方で上島4ヶ町村の在住者、出身者及び通勤、通学者
応募方法	はがき又はこの専用応募はがきで応募してください。 応募は お一人様1点限り とします。 既存の市町村名(弓削・生名・岩城・魚島を含む)は使用できません。
記入内容	新町の名称(ふりがな) 名称の理由 住所 氏名 年齢 電話番号 その他(出身町村名または勤務先、学校等かわりの理由)
提出先	郵便ポスト又は各町村役場に設置してある専用投函箱へ投函してください。 郵送の場合 〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210(弓削町役場内) 上島合併協議会事務局
発表	上島合併協議会で決定した後、協議会だより・ホームページ等を通じて公表します。
その他	作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留めます。 応募された作品に関する一切の権利は、上島合併協議会に帰属するものとします。

料金受取人払

Post Card

弓削局承認

7 9 4 2 5 9 2

愛媛県越智郡弓削町下弓削210
弓削町役場内

上島合併協議会事務局 御中

見本

名付け親大賞

3万円分全国共通商品券

(決定された名称への応募者の中から1名を大賞とし、新町発足のセレモニーにおいて、表彰させていただきます。)

名付け親賞

4ヶ町村特産品詰合せセット(1万円相当分)

(決定された名称への応募者の中から3名を親賞とし、商品を送らせていただきます。)

~あなたも新しいまちづくりに

参加しませんか~

お問合せ先 上島合併協議会事務局

〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210
(弓削町役場内)

電話 0897(77)2500

ファクス 0897(77)4011

メール info@kamijima-gappei.jp

新町の名称

ふりがな

名称の理由

住 所 〒 -

氏 名 年 齢 歳

電話番号 - -

勤 務 先
(通学先)

上記で、現住所が4ヶ町村外の方はそのかわりを記入してください。

例) 町村出身者である。
会社勤務者である。
町村に住んでいたことがある。